

パブリックコメントの結果を踏まえた本憲章(案)の最終版は、総務省のウェブサイト(<http://www.soumu.go.jp/>)から入手可能です。

ユビキタスネット社会憲章(案)

ICTを「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」
～ 安心・安全に利用して快適に暮らせる社会を目指して ～

前文

1990年代から急速に普及してきた情報通信技術(以下「ICT」という)は、われわれ人類が夢のある未来社会を形成していくための原動力となりうるものである。ICTによる社会・経済や生活・文化への影響は目を見張るものがあり、さまざまな国において経済成長の源泉となり、社会システムの効率化を促し、また才気ある個人や企業がその能力を開花させることを可能にしつつある。

21世紀に入ってICTの可能性はさらに広がりを見せ、インターネット、モバイルネットワークやデジタル放送などの多様なデジタルネットワークから、情報家電や電子タグなどの多様なデジタル機器まで、その付加価値や応用性は高まりつつある。この技術革新の流れを、利用者の視点を重視しつつさらに進化させていくことにより、2010年には次世代のICT社会である「ユビキタスネット社会」を実現することが可能となる。

ユビキタスネット社会は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単に情報通信ネットワーク(以下「ネットワーク」という)につながり、複雑な操作なしに機器やサービス等を利用し、多様な情報を発信しまたは利用することによって人類がこれまでに培ってきた知識や情報を容易に共有し、新たな価値を創造することができる豊かな社会、あらゆる人が便利で快適に暮らすことのできる社会を意味する。高齢化や環境問題など21世紀のさまざまな課題が顕在化する中で、このユビキタスネット社会を実現することにより、社会や地球環境との調和のもと、精神的にも物質的にも豊かな生活や平和で活力ある明るい社会を実現し、個の尊厳や力の発揮(エンパワメント)にも寄与していくことが可能となる。

あらゆる人がネットワークにつながるユビキタスネット社会は、従来の社会と異なり、時間と距離を超えて自由に情報交換したり、交流することが可能な社会である。したがって、自由な意思に基づく多様な情報流通を尊重する一方で、信頼性の高い安全な環境下で安心な情報流通を確保する必要がある、両者の調和を図ることがこの新しい社会の健全な発展のために不可欠となる。そのためには、すべての人がユビキタスネット社会における権利や利益を平等に享受できるようにすると同時に、その役

割や責任を十分に理解し、認識できるような社会的枠組みを形成しなければならない。

この憲章は、以上の理念のもと、すべての人に対し、ユビキタスネット社会の実現に向けてICTの潜在力を有効な手段として利用するための基本原則と共通認識を呼びかけるものである。地域社会や国際社会の協調体制を構築し、関係者間の効果的な連携を通じて、本憲章に符合する政策や行動を実行していくことが、グローバルなユビキタスネット社会の健全な発展の鍵になると確信する。

第一章 自由で多様な情報流通

第一条 情報の受発信に関する権利

(ネットワークへのアクセス)

1. すべての人が、いつでもどこでも自由かつ容易にネットワークにアクセスし、情報や知識を入手・共有できることが、ユビキタスネット社会の本質的な要素である。

(公開情報へのアクセス)

2. 一般に公開された情報や知識の共有はユビキタスネット社会の発展のために重要であり、ネットワークにアクセスするすべての人が自由にこれらの情報や知識を利用できるようにすべきである。

(ネットワークを通じた情報の発信)

3. 公共の福祉に反しない限り、すべての人がいつでもどこでも自由かつ容易にネットワークを通じて情報を発信し、表現することができることを保障すべきである。

(地理的デジタルディバイドの解消)

4. 地理的要件によらず、すべての人がネットワークにアクセスするために、地理的なデジタルディバイド(情報格差)の解消に向けたあらゆる努力がなされねばならない。

第二条 情報内容の多様性

(コンテンツの多様性の確保)

1. 社会・文化の多様性は人類共通の財産であり、ネットワークを流通するコンテンツ(情報内容)における独自の文化や伝統、言語等の保護を積極的に奨励していくことが必要である。

(アクセス手段の相互運用性の確保)

2. 媒体(メディア)、様式(フォーマット)、機器等に依存しない、相互運用性の高いアクセス手段を可能な限り確保することにより、旧式又は低速の接続環境下の利用者を含むあらゆる人々に配慮し、幅広いコンテンツの創作活動を促進すべきである。

(自由に利用できるコンテンツの充実)

3. 利便性の高いオープンソース形態等の良質なソフトウェアその他の自由に利用できるコンテンツを質・量ともに豊富に蓄積し、活用できる環境を促進すべきである。

(公的機関の情報公開の促進)

4. 国や地方の行政機関及び国際機関は、それらの保有する公的情報を率先して公開し、透明性を高めなければならない。

第三条 経済社会の情報化

(ICTの利活用の推進)

1. ICTの持つ可能性を最大限に引き出し、多方面における利活用を促進することにより、既存システムの効率化や新事業・新サービスの創出を図ることが重要である。

(電子商取引の健全な発展)

2. 経済社会活動の広範な情報化を、ICTの基盤整備と利活用を調和させつつ推進し、現実の取引と同様に不自由なく電子商取引を行うことを可能とするため、健全で秩序ある環境を整備すべきである。

(公的分野における情報化の推進)

3. 行政サービス、教育、医療、司法等、公的分野における情報化を積極的に推進し、民間における情報化を牽引し、補完することが重要である。

(利用者の利便性を高める基盤の整備)

4. ユビキタスネット社会が実現するための基盤として、利用者の利便性に配慮し、異なるネットワークや機器が相互に接続し、容易に利用できるような環境を整備すべきである。

第四条 情報活用能力(リテラシー)

(ICTによる利益享受の均等化)

1. すべての人が、ICTのもたらす利益を享受するために必要な技能や知識、マナー等を身につけることができるよう、ICTを活用する能力を向上させる機会が確保されるべきである。

(専門家の育成)

2. ICT分野やその関連する分野における専門家の育成に努め、ユビキタスネット社会の発展に資する知識・能力・資質の増進を図ることが重要である。

(ユニバーサルデザインの確保)

3. 高齢者や障害者等を含め、誰でも元気に社会参画することを促すため、機器やサービスの開発・提供についてユニバーサルデザインを確保するとともに、個別のニーズに応じて必要な支援が受けられるように努めるべきである。また、すべての人が、ICTに関する高度な知識や操作を要さず簡単に機器やサービスを利用することができるよう、ICTの安全で快適な操作性の向上に努めるべきである。

(分かりやすい言葉や表現の利用)

4. 難解な専門用語や外来語の使用を可能な限り避け、分かりやすい言葉や表現の利用を促進すべきである。

第二章 安心で安全な情報流通

第五条 プライバシー

(ネットワークからの独立)

1. すべての人が、ネットワークへの本意としない接続を免れ、情報や知識の望まない流出を回避できることが、ユビキタスネット社会の備えるべき要素である。

(個人情報の保護)

2. すべての人が安心してネットワークに接続できるよう、個人の属性や行動履歴等に係る情報の漏えいや不正使用等を防止するなど、個人情報の保護を徹底する必要がある。

(プライバシーの確保)

3. 通信の秘密や表現の自由との調和を図りつつ、肖像権やプライバシー権を侵害する内容の情報を多数が知りうる形で発信されることを回避し、またはこれに速やかに対抗できるようにすることが重要である。

(適正な撮影の確保)

4. 撮影機器の設置及び利用に関し、その有用性に配慮しつつ、撮影の事実を誰もが分かるようにする等、適正かつ慎重な運用に努めるべきである。

第六条 情報セキュリティ

(ネットワークの安全確保)

1. あらゆるものが相互につながり、波及性の高いユビキタスネット社会では、サイバーテロや大規模災害等に対し安全で強固なネットワークを構築・維持することに努めなければならない。

(不適切な利用の回避)

2. ネットワークを利用するすべての人は、コンピュータウイルスや迷惑メール等ネットワークの不適切な利用が社会に及ぼす影響を正しく認識するとともに、これを回避し、被害の拡大を防止するよう努めなければならない。

(セキュリティ技術の開発)

3. 取引の安全性を確保するための電子認証、電子署名、暗号その他のセキュリティ技術の開発を促進するとともに、高度なセキュリティ知識を有していなくても容易に安全性を確保できる仕組みを整備することが必要である。

第七条 知的財産権

(著作権等の保護)

1. デジタル化が進展し、ネットワークに簡単につながるようになるにつれ、情報の複製や頒布の費用が劇的に低下することにより、コンテンツを誰もが容易に利用できるようになる一方、著作権者等の権利を侵害する可能性が高まる。ユビキタスネット社会の健全な発展を促すためには、利用者の利便を図りつつ、著作権等を尊重する枠組みを整備しなければならない。

(技術による権利保護)

2. コンテンツの複製や頒布等を技術的に管理することによって著作権等を尊重しつつ、利用者の利便確保と、創作者の意欲の両立を図る技術の開発・普及を促進するとともに、著作権等の侵害を誘発するような技術の利用について、慎重な取扱いを心がける必要がある。

第八条 情報倫理

(情報倫理の確立)

1. すべての人は、差別、犯罪、暴力、児童虐待等につながるICTの濫用に対し適切かつ予防的な措置を講じ、公共の福祉の増進及び社会的一体性の強化に資するための情報倫理の確立に努めなくてはならない。

(違法・有害コンテンツ等の回避)

2. 誹謗中傷等を伴う違法・有害コンテンツの発信や、迷惑メール等ネットワークの不適正利用についてはこれを慎むとともに、第三者の発信した違法・有害コンテンツの媒介やネットワークの不適正利用の助長については、これを避けるよう努めなければならない。

(科学技術倫理)

3. ICT分野の技術者等は、取り扱う技術が人や社会の安全性に大きな影響を与える可能性があることを認識して、良心に従って研究開発を行い、技術の安全性と信頼性を確保すべきである。また、研究開発の中で、安全に関わる社会的影響の大きな事柄が生じたときは、原則として、速やかにその事実関係を公開しなくてはならない。

(コンテンツ制作者の倫理)

4. コンテンツの制作者は、ネットワークを流通するコンテンツが社会に対して多大な影響を与えることを認識し、良心に従って制作を行い、コンテンツの安全性と信頼性を確保しなければならない。

第三章 新たな社会基盤の構築

第九条 現実社会とサイバー社会の調和

(サイバー社会に対応した柔軟な制度整備)

1. 社会の情報化を法制度が妨げることのないよう、すべての人が安心して利用でき

る視点を重視しつつ柔軟な制度整備に努めるべきである。ユビキタスネット社会は、現実社会とサイバー社会とが異なりつつも相互に深い関連性をもつ存在であるという認識のもと、現実社会における既存の制度との調和を図りつつ、サイバー社会の利益を最大限享受できるような環境を整えなければならない。

(新たな社会規範の確立)

2. 新しい技術やサービスの登場に伴い、従来の枠組みでは対処することが困難な場合には、必要に応じてICTの利活用に関するマナーやルールの社会的合意を図り、社会規範の円滑な定着に努めなければならない。

(循環型社会への配慮)

3. ICTの利活用によって、環境負荷の低減作用を社会システムに内在化させていくとともに、リサイクルや省エネルギー等を促進することによって、地球環境や人体への影響を最小限にとどめ、持続的な循環型社会の実現に努めなければならない。

(適時適切な政策の実現)

4. 政策の目標や実現時期を明確化し、総合的な視点に立って全体最適を図るとともに、客観的な評価をフィードバックすることにより、政策の柔軟な見直しを担保すべきである。

第十条 地域的・国際的な協調・協力体制

(政策立案への多様な主体の参画)

1. ICTを活用することにより、政府、自治体、産業、大学、市民社会、NPO等、産官学民にわたる多様な主体が政策立案過程に参画し、多角的な協調関係を築くことによって課題に対処していくことを重視すべきである。

(地域社会における協調・協力体制)

2. 政策の遂行の過程において、ICTを活用することによって地域社会の多様な条件やニーズを十分にとりいれ、関係者による協調・協力体制を形成するとともに、全国的な参加を呼びかけていくことが重要である。

(国際社会における協調・協力体制)

3. ユビキタスネット社会は本質的にグローバルな性質を有しており、国際社会における効果的な協力を必要とする。世界のすべての人がネットワークにアクセスし、ユビキタスネット社会の実現による恩恵を得られるよう、国家間のより良い相互理解の下に、本憲章と整合性の取れた取り組みを世界的に連携して進めていくことが望まれる。